

令和 4 年 5 月 1 6 日

P T A 会 員 様

横浜市立鶴見小学校

P T A 会 長 永井康司

## 令和 4 年度 横浜市立鶴見小学校 P T A 年度始め総会 書面審議結果

日頃から P T A 活動にご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 5 月 1 3 日に書面審議されました鶴見小学校 P T A 年度始め総会について、ご報告いたします。

### 1. 総会成立について

本総会については、新型コロナウイルスの影響により、「書面開催」の形式とした。  
P T A 規約第 1 8 条にもとづき、ネット議決回答数および書面回答数が半数以上のため、成立したことを確認した。

### 2. 総会の決議結果

P T A 全会員数	決議回答数		未回答
	賛成	反対	
815	508	2	305

### 3. ご意見をいただきましたので、次のように回答します。

- ①ご質問： 1) 大きな金額を動かしている活動の実態が見えない。  
2) 必要性を感じない活動が多い。

ご回答：上記 1) については年間活動計画に基づき年度末総会内の資料にて年間活動報告でご報告をさせて頂いておりますので（横浜市立鶴見小学校 H P でも閲覧可能です。）ご理解願います。

上記 2) については、都度、P T A 内や学校側と協議・検討の上、活動をさせて頂いておりますのでご理解願います。

- ②ご質問：決算報告書・予算案について。自筆でのサイン、もしくは押印なし。  
会計監査の日時・サインもないので報告書として認められないですね。  
緊張感がまったくないです。個人情報うんぬんで記名なし、ではないですよ  
ね？昨年度の総会資料にはお名前のついていますし、なぜでしょうか？

ご回答：ご指摘ありがとうございます。ご指摘の通り、失念いたしました。この場を借りてお詫びいたします。訂正版を H P 上で差し替え掲載させていただきます。

③ご質問：校外委員の活動計画について。校外委員は今年から地区による区分をやめたはずなので、担当地区という書き方は実情に即していないと思います。本年の振り分け方に合わせて訂正が必要かと思います。

ご回答：ご指摘ありがとうございます。地区制は廃止となりましたが、実務上考慮したための記載となりました。ご理解願います。

④ご質問：鶴見小学校役員等選出内規（以下「内規」）第5条（5）を改定することを提案します。

改正案「（5）各地区子ども会会長経験者、次期会長および次期役員」  
現行の内規第5条（5）は子ども会会長の重責を鑑みて、その負担軽減を図るために制定されたものと推察しますが、会長以外の子ども会役員も相応の労力と時間を地域活動に費やしております。子ども会役員負担軽減のため、次期役員も配慮の対象として加えることを提案いたします。

ご回答：貴重ご意見およびご提案ありがとうございます。今年度の実行委員会にて協議・検討をさせていただきます。

以上